

◎建築士法の一部を改正する法律

(平成三〇年一二月一四日法律第九三号) (衆)

一、提案理由 (平成三〇年一二月四日・衆議院本会議)

○谷公一君 ただいま議題となりました三つの法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、建築士法の一部を改正する法律案は、建築物の設計、工事監理等を担うすぐれた人材を継続的かつ安定的に確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者は、建築に関する実務の経験がなくても、一級建築士試験を受けることができるものとする等、受験資格について所要の見直しを行うことなどであります。

…………… (略) ……………

この両案は、本日の国土交通委員会において、いずれも全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

以上の三法律案について、何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告 (平成三〇年一二月八日)

○羽田雄一郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、建築士法の一部を改正する法律案は、建築士をめぐる状況に鑑み、建築物の設計、工事監理等を担う優れた人材を継続的かつ安定的に確保するため、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、法改正の意義と期待される効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。